

自治医科大学入学定員の暫定増に伴う都道府県負担金
の改定に係る地方財政措置の拡充に関する要望（案）

全国のへき地等に勤務する医師を養成する自治医科大学の入学定員につきましては、地域医療の非常に厳しい現状と地方の強い要望を踏まえ、国の「新医師確保総合対策」（平成18年8月31日）により、平成20年度から10年間に限り、入学定員措置が講じられることとなっております。

これに伴い、この定員増に伴う都道府県負担金の改定について、各地域における医師不足問題を背景として今回の入学定員増を要望するに至った経緯や、自治医科大学における教員の確保をはじめとする受け入れ体制の整備の必要性を考慮のうえ、必要最小限の追加所要経費を都道府県負担金で対応することとしたところであります。

現在、自治医科大学に係る都道府県負担金については、地方財政措置が講じられているところですが、都道府県の厳しい財政状況と上記のような事情をご賢察の上、都道府県負担金の改定分についても当該措置を拡充していただきますよう、お願い申し上げます。

平成19年 月 日

全 国 知 事 会